女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則(平成28年須賀川市議会規則第1号)第14条第2項の規定により提出します。

令和7年3月14日

文教福祉常任委員長 大 柿 貞 夫

須賀川市議会議長 佐藤暸二様

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

女性差別撤廃条約は、1979年に国連で採択され、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障している。この条約は、法律や制度、規則の中に存在する差別のみならず、社会の慣習や慣行における性差別をもなくして、事実上の平等実現を求める内容で、現在、締約国は189カ国に達し、日本は1985年に批准している。

選択議定書は、この条約の実効性を強化するために 1999 年にあらためて採択され、「個人通報制度」と「調査制度」の 2 つの手続きを規定している。「個人通報制度」により、条約で保障された権利を侵害された個人が、国内の救済手続きを尽くしても救済されない場合には、国連女性差別撤廃委員会に申し立てができるようになった。現在 115 カ国が批准しているが、日本はいまだ批准しておらず、日本の女性の権利及びジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、選択議定書の早期批准は急務である。

男女平等度を示す「ジェンダーギャップ指数」において、日本は 2024 年には 146 カ国中 118 位となり、G7 主要国では最下位、東アジア・太平洋地域でも 18 カ国中 17 位という低い順位である。選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃を進める力になる。

日本は国連の女性差別撤廃委員会から選択議定書批准を繰り返し勧告されている。さらに、第5次男女共同参画基本計画では、「諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。現在、地方議会においても、日本政府に選択議定書批准を求める意見書が提出される動きが広がっている。

以上のことから、下記の項目について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1 女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准すること

令和7年3月 日

宛